

東洋町遺体対応マニュアル
(ver. 1)

平成29年12月

東洋町

目次

1. はじめに

2. 業務内容について

3. 災害発生時の対応

(1) 安置所等の準備	6
(2) 遺体収容・受付	10
(3) 検視・検案・歯科所見	11
(4) 納棺・安置	12
(5) 遺体情報の整理・公表	14
(6) 遺体の引渡し	15
(7) 火葬	16
(8) 仮埋葬	17
(9) 安置所等の閉鎖	19

4. 資料集

(1) 用語集	20
(2) 様式集	21
(3) 様式記載例	29
(4) 必要物品	39
(5) 関係機関連絡先	41
(6) 火葬場連絡先	43

1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、東北地方を地震及び津波が襲い、多数の犠牲者が発生しました。その際、自治体においては火葬場施設が被災するなどして火葬を十分に早く行うことができず、一部の遺体については仮埋葬を行わざるを得ませんでした。

遺体を放置すれば、時間の経過とともに遺体が損傷し、死者の尊厳が傷つけられてしまいます。死者の尊厳を守るため、そして、遺族の精神的負担の軽減のため、非常時においても迅速な火葬を実施できるよう備えることが重要です。

そのため、平素より自治体・火葬場・民間事業者等が連携し、被災時の遺体対応に従事できる体制を構築する必要があり、「東洋町遺体対応マニュアル」を策定しました。

本マニュアルは、東洋町内において地震、火災、風水害等の大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合においても、死者への尊厳を失わず、冷静に遺体対応業務を遂行し、迅速に火葬を実施できるよう職員の取るべき行動について定めたものです。

大規模な災害が発生した場合には、本マニュアルにおいても想定していない状況に直面することが考えられます。不足の事態に際しては、状況に応じて臨機応変に対応することが大切です。

遺体対応は、重要な災害救助業務ですが、身体的、そして精神的な負担を伴うものです。ご遺族への配慮やご遺体に対する礼節を失わず、そして冷静、沈着かつ的確な対応をこころがけましょう。

平成29年12月
東洋町 住民課

2. 業務内容について

大規模災害時の災害対策要員の業務は多岐にわたるとともに人員に制限がある。そのため、災害状況等を勘案しながら人員を配置しなければならない。

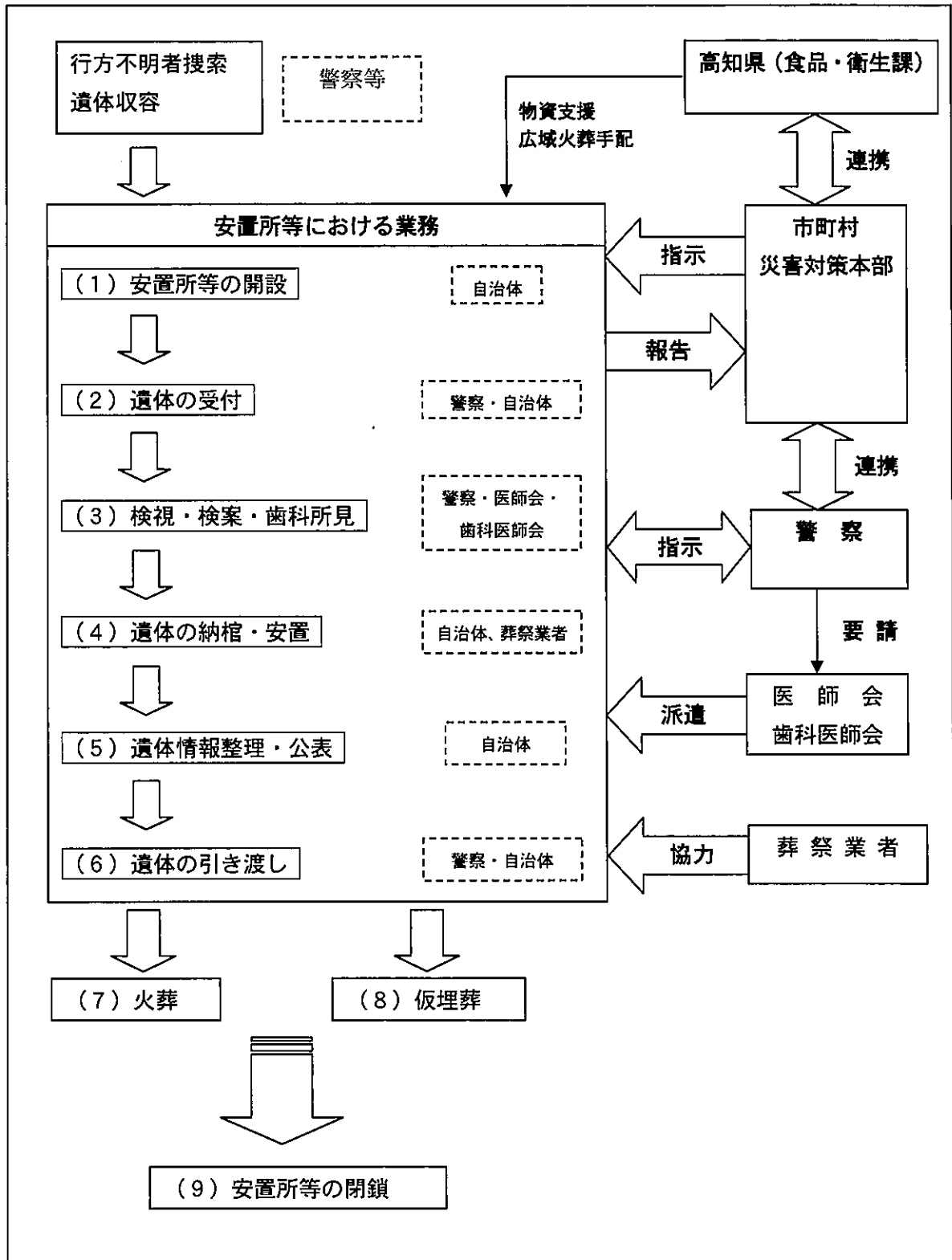
東洋町の遺体対応に係る業務と担当所属は以下のとおりとする。

業 務	概 要	担当 所属
遺体対応マニュアルの策定・改訂	本マニュアルの策定と必要に応じた改訂を担当する。	住民課
遺体安置所の確保・開設	安置所としての役割を果たすことのできる施設を選定し、安置所として利用できるよう手配する。	住民課
遺体搬送体制の構築	各地で発生した遺体を安置所まで搬送する体制を構築する。	住民課
資材・備品の調達	納棺用の木材やブルーシート、消毒剤等の遺体対応に必要な資材・備品を調達する。	住民課
安置所の運営	安置所内で遺族対応受付や遺体の管理を行う。	住民課
火葬対応に係る調整	遺体の火葬に関して火葬場との調整を行う。	住民課
仮埋葬地の設営	仮埋葬地の選定から運営を担当する。	住民課

3. 災害発生時の対応

大規模災害発生後の遺体対応のフローチャートは以下のとおりである。

《フローチャート》



(1) 安置所等の準備 (目標：災害発生後24時間以内に開設)

【概要】

災害発生時、安置所及び検案所（以下、「安置所等」という。）を設置する候補施設を選定し、担当職員らが安置所等施設に参集し、その開設作業に従事する。

【作業フロー】

【1】安置所等施設の確保

- ① 大地震及び津波等により多数の犠牲者が発生した場合、災害対策本部は安置所等を設置する施設を選定する。
- ② 災害対策本部は安置所等候補施設の管理者に被災状況を問い合わせ、建物の損壊状況、ライフライン（電源、水源等）、道路情報について確認する。施設の被害が軽微であれば、当該施設を安置所等として運用することを決定し、警察へ情報提供する。
- ③ 当該建物に甚大な被害がある、接続する道路がすべて寸断されているなど安置所等を開設できない場合は、別の施設を新たな安置所等候補施設として被災状況を確認し、同様に開設する。候補施設が全て使用できない場合、災害対策本部は仮設テントによる安置所等の開設を検討する。

【2】安置所運営担当職員の参集

- ① 災害対策本部は、職員の中から安置所責任者等の安置所等従事職員の指名をする。
- ② 指名された安置所責任者、副責任者およびその他従事職員らは、安置所等へ移動し、安置所等の設営作業を開始する。
- ③ 災害対策本部は安置所等の開設を開始した旨を県食品・衛生課及び警察に報告する。

【安置所等における職員の活動体制】

安置所等には、以下の役割の職員を全体で6名程度（初動人数）配置する。

役 割	主な職務
責任者	安置所等の運営責任者、対応の最終決定
副責任者	責任者の代理、災害対策本部との連絡調整、物品の手配
受付業務	遺体の受入れ、遺体所持品の確認
安置所業務	安置所内の管理（遺体管理、衛生確保、棺組立）
遺体取扱業務	各場所への遺体移動、納体袋への遺体保管
遺族対応業務	身元確認の立会、遺体引取等の手続き

※ 安置所等では、交代要員も含め、必要な人員を確保する。

※ 職員は時間の経過とともに増員する。

【市町村職員以外の役割】

以下は、職員以外の機関の役割を示す。

派遣元機関	編成人員
室戸警察署	検視責任者、検視補助、記録係、検案補助係、写真撮影係、指紋採取係
医師会（法医学会）	医師、事務員
歯科医師会	歯科医師、事務員

※ 医師、歯科医師は、警察が出動要請をかける。

※ 遺体の受付は警察が行うが、職員も遺体情報の管理のために受付の補助を行う。

※ 検視は警察官（司法警察官）が務め、検案は監察医、法医学者又は協力要請による医師等が務める。

【3】安置所の開設

- ① 安置所等施設に到着した担当職員らは施設を点検し、被災状況を改めて確認する。
- ② 被災状況の確認後、安置所責任者らはブルーシートの敷設等の安置所開設の作業を開始する。
- ③ 必要物品（39ページ参照）の有無の確認し、棺・ドライアイス等の物品の調達について災害時の協定を締結した葬祭業者へ連絡する。また、葬祭業者からの調達ができない不足分については、県食品・衛生課へ要請する。
- ④ 安置所の開設が完了したら、災害対策本部を経由して、県食品・衛生課及び警察署へ安置所開設完了の連絡を行う。（道路啓開情報や火葬場の被災状況についても併せて情報提供する。）

【安置所開設に係る注意事項】

【a】避難者の誘導

- ・ 避難所の安置所施設に避難者が避難してきた場合、施設管理者は、避難者のケガの状況等を把握し、必要に応じて救護にあたる。そして、避難者の避難状況について災害対策本部に連絡後、避難者を集め、周辺の安全性が確認され次第、最寄りの避難所へ誘導する。

【b】安置所等の配置要件

- ・ 安置所等は以下の要件を備える場所、施設を選定することが望ましい。

《規模》

- ・ 想定される遺体の数を十分に収容できること。
- ・ できるだけ多くの遺体を1か所の安置所で収容できること。

《設備》

- ・ 水道設備があること（遺体の洗浄作業が発生するため）
- ・ コンクリート打ちされていること。（遺体の体液等の地下浸透防止）
- ・ 油水分離層があること。

《環境》

- ・ 避難所やごみ集積場に隣接しない場所（公衆衛生の確保）
- ・ 電話等の通信手段がある場所
- ・ 道路の寸断される可能性の低い場所（遺体の搬送経路の確保）
- ・ トイレ等を確保できる場所

《その他》

- ・ 安置所は屋内施設であること。
- ・ やむを得ず屋外テントを使用する場合、四面張りとする。

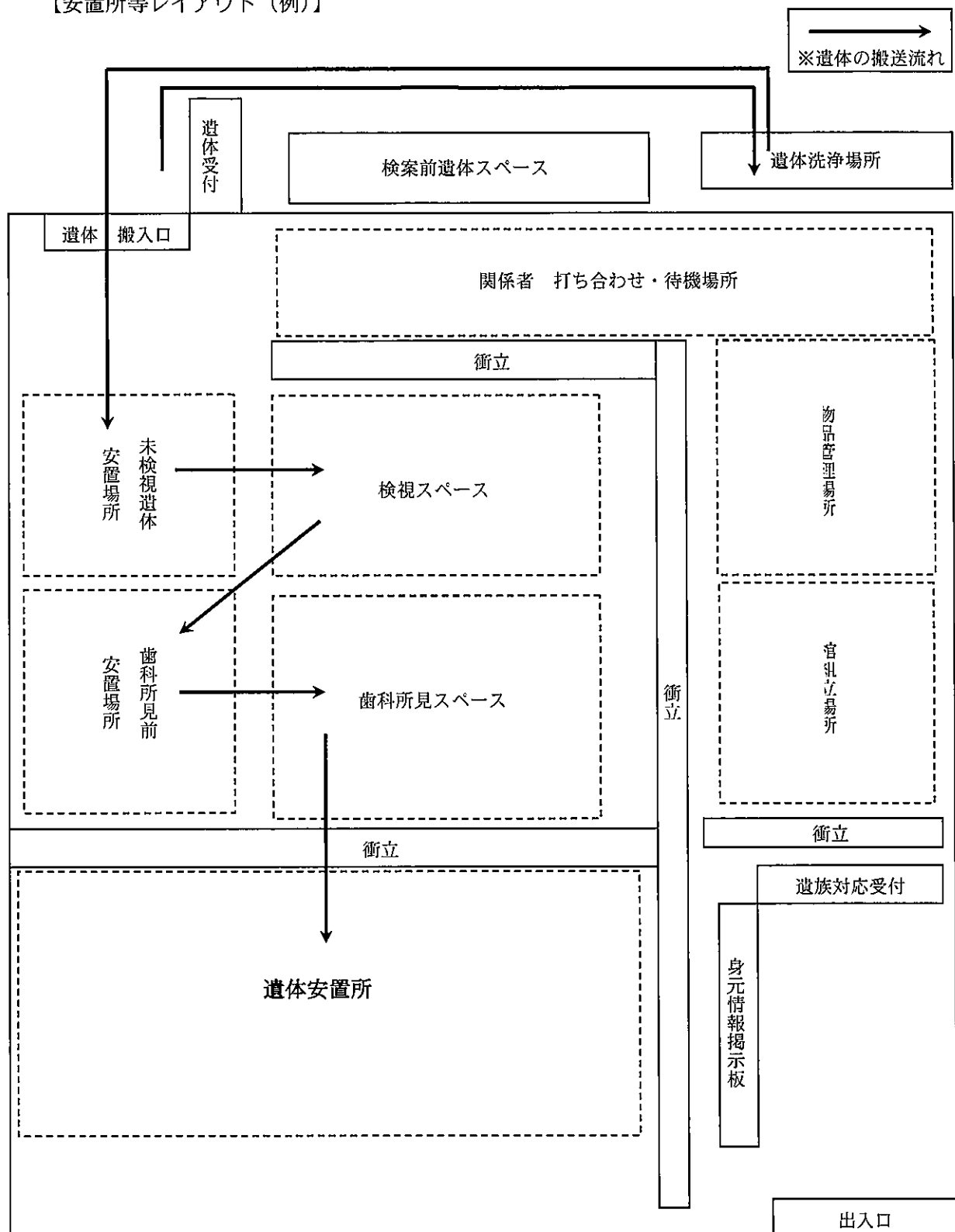
【必要な物品】

39ページを参照 ※各作業で重複する備品あり

【安置所等の必要スペース（参考）】

1. 遺体洗浄場所 (3～4 m ²)	4. 歯科所見前安置場所 (1遺体あたり1 m ²)
2. 未検視遺体安置場所 (1遺体あたり1 m ²)	5. 歯科所見スペース (1班12 m ²)
3. 検視スペース (1班9 m ²)	6. 遺体安置スペース (1遺体あたり3 m ²)

【安置所等レイアウト（例）】



- ※ 受付→遺体洗浄→検視・歯科所見→安置の作業がスムーズに流れる配置を考慮すること。
- ※ 必要に応じて警察、医師、歯科医師の指示を仰ぐこと。
- ※ 遺族の出入り口と遺体の搬入口は完全に分けられていることが望ましい。
- ※ 遺体受付・洗浄までに多くの遺体が順番待ちする場合、検視前遺体スペースに一時的に遺体を並べ、保管すること。

(2) 遺体収容・受付

【概要】

災害発生後、警察が行方不明者の捜索を実施する。(行方不明者の家族やボランティアの方が自主的に遺体捜索を実施しているケースも考慮する。)

各地で遺体が発見された場合、発見者が警察に通報し、警察が遺体発見現場に向かう。

原則、警察が遺体発見現場の情報を把握した後、遺体を安置所等まで搬送する。

東洋町は、安置所等に搬送されてきた遺体について警察とともに受付し、遺体情報を把握する。

【作業フロー】

【1】収容された遺体の受付・情報整理

① 安置所等に遺体が搬送されてきた場合、警察が受付を行う。職員は、警察とともに遺体の受付を行い、遺体調査票(様式①)を作成するとともに、デジタルカメラで遺体の顔写真を撮影する。(泥等により遺体の顔面が著しく汚れ、個人の識別が難しい場合は遺体洗浄後に顔写真を撮影する。)

② 地域住民等が警察へ通報することなく、被災現場から安置所等へ直接遺体を搬送してきた場合、運搬者に遺体の身元情報(発見時間、場所、遺留品等)について分かる範囲で詳しく聞き取るとともに運搬者の氏名・連絡先を控えておく。

③ 遺体調査票には市町村独自で受付番号を付与するとともに警察の付与した遺体番号を記入し、取り違えないようにする。

大量の遺体の搬入により受付が混乱し、遺体を取り違えられる可能性があるため、警察の付与する遺体番号とは別に東洋町独自の受付番号を採番し、取り違えを防ぐ。

検視・検案以後の作業では、原則警察の付与した遺体番号で遺体を識別する。

【2】遺体等の管理

① 受付時に遺体が泥等で汚れていた場合、遺体洗浄場所において洗浄が行われる。

② 遺体の衣服等は洗濯がされ、きれいな状態でビニール袋に入れて保管される。このとき遺体調査票に記載した遺体番号がビニール袋に書き込まれ、必ず遺体とセットで保管される。

※ 職員が遺体洗浄等の補助を行う可能性がある。

【3】遺体の一時安置

- ・ 遺体と所持品を入れたビニール袋がセットになった状態で、未検視前の安置場所へ移動させる。(納体袋が準備できている場合、納体袋に遺体を納める。)

(3) 検視・検案・歯科所見

【概要】

一時安置している遺体の検視・検案・歯科所見を実施する。

検視は司法警察官、検案は医師または法医学者、身元確認は歯科医師による歯科所見を実施するが、職員は必要に応じてその指示に従い、遺体の移動の補助等を行う。

職員は各作業において判明した遺体情報を遺体調査票に追記していく。

【作業フロー】

【1】検視・検案

- ① 未検視遺体安置場所に置かれた遺体を番号順に検視・検案を実施する。
- ② 検視は検視官又は検察官が行い、検案は医師が実施する。
- ③ 検視・検案の完了した遺体は、作業が完了した印がつけられる。身元が判明した遺体は、安置所に移動させ、身元が不明であれば、歯科所見前安置所又は歯科所見場所まで移動させる。

【2】歯科所見

- ・ 検視・検案の完了した遺体について、身元が不明であれば歯科医師が歯科所見を行い、歯型突合を実施する。

【3】遺体情報の記録

- ① 検視・検案・歯科所見の完了した遺体については、各作業において判明した結果を遺体調査票に追記する。
- ② 安置所に届いた行方不明者情報と遺体情報が合致した場合、職員は行方不明者家族へ当該遺体の情報について連絡する。

(4) 納棺・安置

【概要】

検視・検案・歯科所見までが完了した遺体を納棺し、安置場所へ安置する。

【作業フロー】

【1】棺の組立て

- ① 葬祭業者及び県・食品衛生課から調達した棺を組み立てる。
- ② 棺の組立て作業は遺族から見えない場所で行う。
- ③ 棺が不足している場合は、遺体は納体袋に入れたまま一時保管する。

【2】納棺・遺体の保存

- ① 組み立てた棺に遺体を納棺する。
- ② 調達したドライアイスを用いて、首の後ろや胸から腹部にかけて冷却し、腐敗防止処置を施す。(脳、内臓系の融解・腐敗の防止)

《ドライアイスの取扱いに係る注意事項》

- ・ ドライアイスは二酸化炭素が凝固したものであるため、安置所内の二酸化炭素濃度が増えすぎないように換気をしっかりと行うこと。
- ・ ドライアイスは直接肌に触れると、凍傷を起こす危険性があるため、取扱者は手袋をする、ドライアイス運搬時に新聞紙に包むなどの措置を講じること。
- ・ ドライアイスに直接触れた部分のみに融解・腐敗防止の効果があるため、ドライアイスは遺体に接触させること。
- ・ 冬場における一人分の遺体のドライアイスの使用量は 10kg/日 (夏場 30kg/日)。

- ③ 遺体の所持品はデジタルカメラ等で写真を撮影し、遺体の顔写真とともに遺体調査票に添付する。
- ④ 遺体の所持品の盗難・紛失を防ぐため、複写した遺体調査票とともに遺体番号順に所持品を保管する。

【3】安置

- ① 納棺された遺体を安置所スペースに安置する。
(検視・検案作業が完了した遺体から並べる。)
- ② 棺又は納体袋の外側には、テープを用いて氏名札(様式②)、遺体の顔写真及び所持品写真を貼り付けておく。
- ③ 職員はホワイトボードを用いて安置された遺体の場所を記録し、遺族への遺体引き渡し等で遺体の移動があれば随時更新する。
- ④ 職員は安置所スペースを見回り、ドライアイスを定期的に追加するなど遺体の管理を行う。

《遺体の安置期間について》

- ・ 身元が判明しない又は遺族等の引取り者が訪ねてこない遺体についてある一定の安置期間が経過した場合、職員は遺体の損傷状態を考慮のうえ安置期間を終了し、火葬又は仮埋葬手続きを開始する。

(5) 遺体情報の整理・公表

【概要】

安置された遺体について遺体台帳を基に、処理の進捗情報を明確化する。また、遺族への遺体の引き渡しを行う準備をする。

【作業フロー】

【1】遺体情報の整理

- ・ 取りまとめた遺体調査票の情報を遺体台帳（様式③）に記入する。

【2】遺体情報の公表

- ・ 訪問した遺族が遺体情報を閲覧できるよう遺体情報連絡票（様式④）を作成し、掲示板に掲示する。

【3】情報の報告

- ・ 職員は収容遺体数、身元判明遺体数、行方不明者の相談件数等を災害対策本部に定期的に連絡する。

(6) 遺体の引き渡し

【概要】

身元が判明した遺体を遺族に引き渡す。

【作業フロー】

【1】遺族対応

- ・ 安置所に来所した遺族に遺体情報（遺体、写真、所持品）の確認を依頼する。
（遺族が遺体と対面するときは職員が立ち会う。）

【2】遺体引渡し

- ① 遺体の引き取り手がついたら、遺体調査票に「引き渡し日時、担当者名等」を記録し、遺体台帳を更新する。
- ② 引き渡しに際しては、遺族に遺体等引取確認書（様式⑤）及び死亡届出書に記入を依頼する。（引取確認書は、原則遺体等の引き取り日にのみ提出するものであり、事前に提出するものではないことを遺族に説明する。）
- ③ 別途保管している所持品があれば、遺体番号と突き合わせたうえ、遺体と一緒に遺族に引き渡す。

【3】火葬手続き

- ① 安置所内に設置された遺族受付に許可証発行窓口と火葬窓口を設置する。
（窓口には死亡届出書を備えておく。）
- ② 遺族が遺体を引き取る際に、遺族は窓口にて死亡届出書と遺体等引取確認書を記入する。（死亡届出書には検案書を添付させる。）
- ③ 担当職員は死亡届を受理した場合、火葬許可証を発行する。
厚生労働省による火葬許可の特例に関する通知が出されている場合、通知に従って特例許可証を発行するが、後日、適法な火葬許可証を取得させるため、広域火葬について説明後、誓約書（様式⑥）への記入を遺族に依頼する。
- ④ 必要な手続きが終了次第、埋火葬許可証または特例許可証を発行する。
公印の押印は所定の場所（庁舎）にて行い、特例許可証は通常の許可証に赤字で「特例」のゴム印を押印する。）
- ⑤ 許可証が発行された遺族の申請に応じて火葬手続きを開始する。

(7) 火葬

【概要】

遺族からの申請による火葬を進める。また、被災状況に応じて高知県広域火葬計画に基づく広域火葬の手続きを実施する。

【作業フロー】

【1】準備～火葬

- ① 災害対策本部は管内の火葬場の被災状況・稼働状況を確認のうえ、県食品・衛生課及び安置所へ情報提供する。このとき、管内の火葬場において火葬を実施できない場合、広域火葬を実施する旨を安置所責任者に伝える。
- ② 広域火葬の必要性がある場合、安置所責任者は、その時点の安置所における火葬予定の遺体数を集計し、「高知県広域火葬事務処理要領」に基づく広域火葬応援要請「様式第2号」（県様式）を作成する。
- ③ 安置所責任者は、広域火葬応援要請「様式第2号」を災害対策本部経由で県食品・衛生課に提出する。（遺体の火葬の必要が生じた場合にその都度行う。）
- ④ 広域火葬の応援要請を受けた県食品・衛生課は、火葬場の割振りを行い、災害対策本部へ通知する。（広域火葬割振通知「様式第6号」）通知を受けた災害対策本部は、安置所責任者へ通知を送付する。
- ⑤ 安置所責任者は割り振られた計画に基づき遺体の搬送手続きを行う。
火葬場に搬送する遺体については、棺と骨壺の貼付された遺体番号が一致していることを確認し、遺体台帳を更新する。火葬計画については、掲示板を用いて遺族に情報提供する。
- ⑥ 安置所責任者は、遺体搬送車両等を葬祭業者（協定団体）又は災害対策本部経由で県食品・衛生課へ要請する。交通規制が行われている場合は、緊急通行車両を先導車として使用する。（災害対策本部へ要請）
- ⑦ 搬送先の火葬場において葬祭業者（協定団体）又は住民課担当者が骨壺の遺体番号を確認し、安置所まで搬送する。安置所で骨壺を遺族に引き渡す。

【2】焼骨の保管

- ・ 身元不明遺体の焼骨については、安置所等に移送し、遺体調査票、遺留品とともに保管する。

(8) 仮埋葬

【概要】

災害発生後、遺体の火葬が困難な場合に限り、遺体の仮埋葬を行う。

【作業フロー】

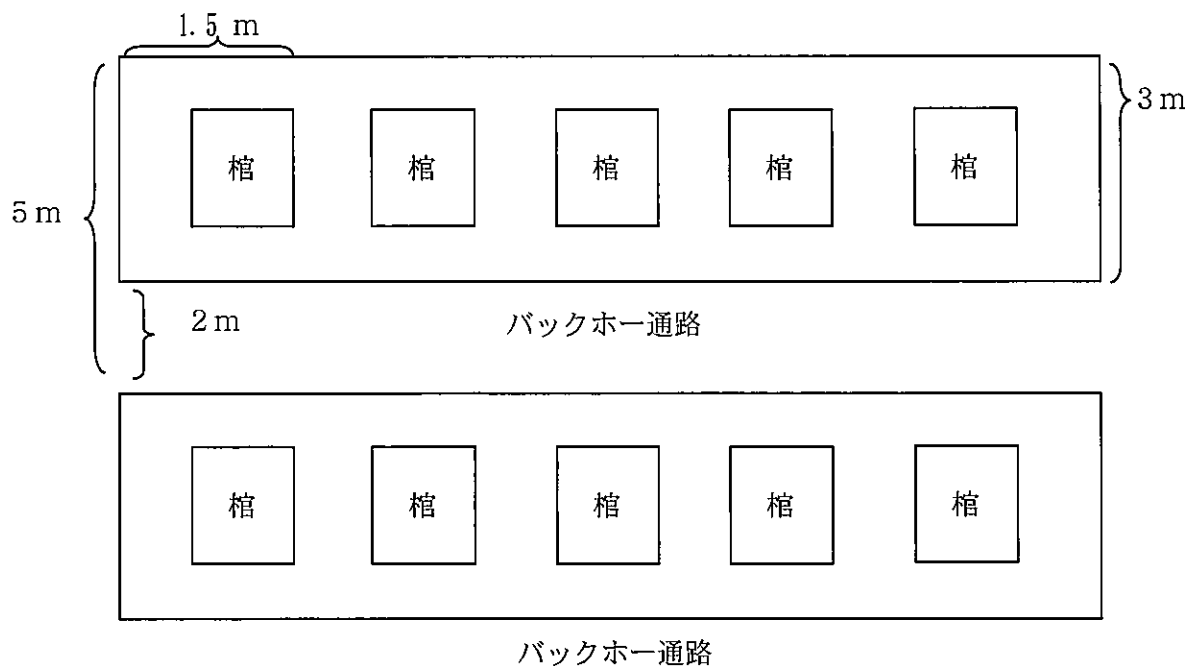
【1】仮埋葬地の選定

- ・ 災害発生後、遺体を火葬できない場合、できるだけ速やかに遺体を仮埋葬しなければならないため、災害対策本部は住民課と協議し、仮埋葬地の選定を行う。

《仮埋葬地の要件》

- (a) 高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地であること。
- (b) 公共の福祉の見地や墓地近隣の住民感情に十分考慮した場所であること。
- (c) 一体ごとに埋葬できる十分な広さと深く掘ることができる土地であること。
(一体あたり 幅 1.5m 長さ 3m 深さ 1.5m)
(前後に重機が配置できるスペースが必要。)
- (d) 仮埋葬地でない場合は、町で永代にわたり墓地として管理できる場所であること。

【仮埋葬地の配置例】



【2】墓地の経営許可の取得

- ・ 墓地の経営にあたっては、「墓地及び埋葬等に関する法律」に基づき安芸福祉保健所で公営墓地の経営の許可を取得する手続きを行う。
(申請に必要な書類については、安芸福祉保健所衛生環境課に確認する。)

【3】埋葬前の遺体情報の整理

- ① 検案書の内容を確認し、その写しを保存し、遺体調査票に添付する。
- ② 身元が判明した遺体の遺族に対しては、後日埋葬許可を取得する旨の誓約書(様式⑦)を書いてもらう。
- ③ 住民課は、仮埋葬日を決定し、遺体調査票と遺体台帳に追記する。また、仮埋葬日に関する情報を施設内に掲示するなどして情報公開に努める。特に遺族が分かっている場合は、遺族にその旨を伝える。
- ④ 身元不明遺体について、後日、遺族が判明した場合、後日、死亡届と埋葬許可申請書の提出を求め、許可証を発行する。

【4】仮埋葬

- ・ 仮埋葬日に、職員は納棺された遺体を仮埋葬地に搬送し、住民課の指示のもと埋葬する。(仮埋葬した場所は遺体台帳に記録しておく)

《注意点》

- ・ 埋葬した遺体は、少なくとも二年以上経過させてから改葬することが望ましいため、遺族には改葬時期について十分に説明しておく。

(9) 安置所等の閉鎖

【概要】

安置所（運営本部）は、安置された全ての遺体又は遺骨及び遺留品の引き渡しを終了した場合、安置所等を撤収し、開設前の状態に原状復旧する。

《閉鎖に係る注意点》

- ・ 身元不明により遺族に引き取られることのなかった遺骨及び遺留品については、東洋町の指定する施設で保管する。
- ・ 後日、身元が判明した遺骨等については、遺族に引き渡すことができるように遺体調査票を複写したものと必ずセットで保管すること。

4. 資料集

(1) 用語集

本マニュアルで使用する用語の説明については以下のとおりである。

用 語	説 明
安 置 所	災害で亡くなった遺体を一時的に保管し、検視・検案等により判明した遺体情報を管理し、遺族へ遺体の引き渡し等を行う施設のこと。
検 案	医師の診断を受けていない遺体に対し、医師（又は法医学者）がその死亡を確認し、死亡事実（死因、死亡推定時刻等）を医学的に判断すること。
検 視	変死体や異状死体に対し、検察官又は警察官（司法警察官）が死体の状況操作を行い、犯罪性の有無を確認すること。
身元確認	身元が判明していない遺体に対し、DNA 鑑定、歯型照合、指紋照合等を実施し、個人を識別すること。
歯科所見	歯科医師による遺体歯型照合のこと。遺体の口腔内の状態を歯科医師が診断し、歯科記録（デンタルチャート）を作成する。
仮 埋 葬	火葬場の被災等により広域火葬を早急に行うことができない場合において、遺体を正式に埋火葬するまでの間、遺体を一時的に埋めておくこと。 仮埋葬地には、 <u>所管の福祉保健所に</u> 墓地の経営許可の必要が出てくるため、申請を行う、 遺体の火葬が可能になってから遺体を掘り起こし、順次火葬を行う。

(2) 様式集

【様式①】

遺 体 調 査 票 (表 面)

発見状況 (受付時記入)	受付番号 (東洋町):		受 付 日		受 付 者 氏 名	
	遺体番号 (警 察):		月 日			
	遺 体 発 見 日 時	月 日 時 分 頃				
	遺 体 発 見 者 所 属	警察 ・ 消防 ・ 自衛隊 ・ 海上保安部 ・ 家族 ・ 地域住民 ボランティア ・ その他 ()				
	遺体発見者氏名等	※警察による遺体発見現場確認を経ることなく遺体が搬送されてきた場合に記入 氏名 連絡先 住所				
	遺 体 発 見 場 所					
	遺 体 収 容 経 過	遺体捜索 ・ 家族による搬入 ・ 医療機関からの要請 その他 ()				
遺 体 顔 写 真	撮影年月日 (年 月 日 時 分) 保存データ名 ()					
遺体情報 (判明次第随時記入)	氏名 (ふりがな)		住所		性別	生年月日 年 月 日 (歳)
	身長 約 cm	体型 太・小太・中肉・痩せ		頭髪 (色・長さ・髪型等)		
	服装・履物等 (上着、上衣、ズボン、ネクタイ、ベルト、下着、履物等)					
	装飾品 (眼鏡、時計、指輪、ネックレス等)					
	所持品 (カバン、財布、携帯電話等)					
	手術痕等					
	備 考					

※裏面に続く

【様式①】

遺体調査票(裏面)

遺族情報	ふりがな氏名				
	住所				
	死亡者との続柄				
	連絡先				
	遺体・遺骨・遺留品の引受		可・否	(確認日時: 月 日 時)	
	備考				
遺体取扱情報	引取者	ふりがな氏名			上記遺族と同じ場合 ☐
		住所			
		続柄			
		連絡先			
		備考			
	遺体・遺留品引き取り 年 月 日		年 月 日		
	火葬の実施		有 (年 月 日) ・ 無		
	火葬実施場所				
	遺骨引き取り 年 月 日		年 月 日		
	納骨場所				
	仮埋葬日		有 (年 月 日) ・ 無		
	仮埋葬場所				
仮埋葬後の 改葬年月日		年 月 日			

(備考) 本書には、遺体顔写真、遺体所持品写真、検案書(写し)を添付する。

【様式②】

氏 名 札

遺 体 番 号	
遺 留 品 番 号	
氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
遺 体 発 見 日 時	
遺 体 発 見 場 所	
遺 留 品	
備 考	

ドライアイス補充記録

回数	補 充 日 時	担 当 者 氏 名
1	日 時 分	
2	日 時 分	
3	日 時 分	

【様式③】

遺 体 台 帳

No. ____

通し 番号	受付番号 遺体番号	ふりがな 氏 名	安置所 収容日	検案日	遺体・遺留品 引渡日	火葬場所	火葬日	遺骨 引渡日	仮埋葬日	仮埋葬場所 位置	備考

【様式④】 遺体情報連絡票

通し 番号	収 容 遺 体 番 号	氏 名	性別	体型	年代	遺体発見場所	遺体の特徴 (容姿・服装等)	火葬又は 仮埋葬日	引渡 確認欄
	月 日 No.			太・小太 中肉・痩せ	老人・中年 青年・小児			火葬・仮埋葬 月 日	
	月 日 No.			太・小太 中肉・痩せ	老人・中年 青年・小児			火葬・仮埋葬 月 日	
	月 日 No.			太・小太 中肉・痩せ	老人・中年 青年・小児			火葬・仮埋葬 月 日	
	月 日 No.			太・小太 中肉・痩せ	老人・中年 青年・小児			火葬・仮埋葬 月 日	
	月 日 No.			太・小太 中肉・痩せ	老人・中年 青年・小児			火葬・仮埋葬 月 日	
	月 日 No.			太・小太 中肉・痩せ	老人・中年 青年・小児			火葬・仮埋葬 月 日	
	月 日 No.			太・小太 中肉・痩せ	老人・中年 青年・小児			火葬・仮埋葬 月 日	
	月 日 No.			太・小太 中肉・痩せ	老人・中年 青年・小児			火葬・仮埋葬 月 日	
	月 日 No.			太・小太 中肉・痩せ	老人・中年 青年・小児			火葬・仮埋葬 月 日	

【様式⑤】

遺体等引取確認書

※注意事項

- ・本書類は遺体等を直接引き取る当日に提出するものです。
- ・遺体等を引き取る日より前に提出することはできないためご注意ください。

死 亡 者	氏 名		性 別	男 ・ 女
	住 所			
	生 年 月 日	年	月	日
	死亡年月日	年	月	日
	死 亡 場 所			
引 取 者	氏 名			
	死亡者との 関 係			
	住 所			
	連 絡 先			
引 き 取 っ た 遺 留 品				
納 骨 場 所				

私は、上記記載事項を確認のうえ、遺体、遺骨又は遺留品を引き取りました。

年 月 日

東洋町長 様

申請者

印

【様式⑥】

- ☐ 私は、高知県広域火葬計画に基づく広域火葬により割り振られた火葬場で火葬することについて同意します。
なお、割り振られた火葬場へ同行する場合は、移動手段を自己手配しなければならないことについても理解しました。
- ☐ 私は、墓地・埋葬等に関する法律第5条に基づき、後日、埋・火葬許可証を取得することを誓います。

確認書類：死亡診断書（死体検案書）の原本

※写しを取ったあと返却

年 月 日

住所 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

氏名 _____ 印

【様式⑦】

☐ 私は、仮埋葬やその後の改葬に関する説明を受け、その内容を理解しました。

☐ 私は、墓地・埋葬等に関する法律第5条に基づき、後日、埋葬許可証を取得することを誓います。

確認書類：死亡診断書（死体検案書）の原本

※写しを取ったあと返却

年 月 日

住所 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

氏名 _____ 印

(3) 様式記載例

遺体の身元、遺族が判明し、火葬を実施した場合の記載例

【様式①】

遺体調査票(表面)

発見状況 (受付時記入)	受付番号(東洋町): 0721-0008 遺体番号(警察): ○○○		受付日 ○月 ○日		受付者氏名 ○○ ○○	
	遺体発見日時 ○月 ○日 13時 40分頃					
	遺体発見者所属 警察・消防・自衛隊・海上保安部・家族・地域住民 ボランティア・その他()					
	遺体発見者氏名等 氏名 住所		連絡先 住所や近隣の施設等特徴的事項を記入。			
	遺体発見場所 ○○市乙○○○番地付近 ○○地区公民館西南側100mの瓦礫の上に横たわっている状態で発見。					
	遺体収容経過 遺体捜索・家族による搬入・医療機関からの要請 その他()		写真データを区別できるよう確認しておく。			
遺体情報 (判明次第随時記入)	遺体顔写真 撮影時間(○月 ○日 ○○時 ○○分) 保存データ(DSC00017)					
	氏名(ふりがな) こうち はなこ 高知 花子		住所 ○○市 丙 ○○○番地 ○○アパート 303号室		性別 女 生年月日 19○○年○月○日 (○○歳)	
	身長 約 150 cm	体型 太・小太・中肉・痩せ	頭髮(色・長さ・髪型等) 茶髪・ショートヘア パーマメントウェーブあり			
	服装・履物等(上着、上衣、ズボン、ネクタイ、ベルト、下着、履物等) 黒色のカーディガン(花模様の刺繍あり)、白のシャツ(胸に犬のプリント)、 茶色のロングスカート、青のビーチサンダル					
	装飾品(眼鏡、時計、指輪、ネックレス) 故人の身元特定につながるような特徴的事項を記入。 赤色の眼鏡、銀色の指輪(左手薬指)、茶色の数珠(右手首)					
	所持品(カバン、財布、携帯電話等) 二つ折り革財布(メーカー○○、○○銀行クレジットカード、免許証(上記氏名・住所確認)) スマートフォン(ネズミのキャラクターの刺繍の入った白のシリコンカバー)					
	手術痕等 盲腸手術痕あり					
	備考 身元情報は所持品の免許証から判断(顔写真と照合し、本人と確認)					

※裏面に続く

【様式①】

遺体調査票(裏面)

遺族情報	ふりがな氏名	こうち いちろう 高知 一郎			
	住所	〇〇県××市〇〇町〇〇番地			
	死亡者との続柄	息子(長男)			
	連絡先	自宅 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
	遺体・遺骨・遺留品の引受	☒ 可 ・ 否 (確認日時: 〇月 〇日 〇〇時)			
	備考	戸籍情報の調査の結果、高知花子氏には長男一郎氏がいることが判明。一郎氏に連絡を取り、遺体を確認してもらう。遺体の引取、広域火葬について一郎氏が承諾。			
遺体取扱情報	引取者	氏名	引取までの経過等を記入		上記遺族と同じ場合 ☒
		住所			
		続柄			
		連絡先			
		備考			
	遺体・遺留品引き取り年月日	20〇〇年 〇月 〇日			
	火葬の実施	☒ 有 (〇年 〇月 〇日) ・ 無			
	火葬実施場所	□□市火葬場 (△△県□□市〇〇番地、広域火葬を実施)			
	遺骨引き取り年月日	20〇〇年 〇月 〇日			
	納骨場所	遺族個人墓地 (〇〇県△△町大字××)			
仮埋葬日	有 (年 月 日) ・ ☒ 無				
仮埋葬場所					
仮埋葬後の改葬年月日	年 月 日				

(備考) 本書には、遺体顔写真、遺体所持品写真、検案書(写し)を添付する。

警察の現場確認を経ることなく遺体が搬送されてきた場合の記載例

【様式①】

遺体調査票(表面)

発見状況 (受付時記入)	受付番号(東洋町): 0729-0002 遺体番号(警察): 〇〇〇		受付日 〇月 〇日		受付者氏名 〇〇 〇〇	
	遺体発見日時 〇月 〇日 9時 30分頃					
	遺体発見者所属 警察・消防・自衛隊・海上保安部・家族・ <u>地域住民</u> ボランティア・その他()					
	遺体発見者氏名等 氏名 幡多 太郎 連絡先(携帯) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市△△町××		※警察による遺体発見現場確認を経ることなく遺体が搬送されてきた場合に記入			
	遺体発見場所 〇〇市大字□□〇〇〇〇付近 △△川河川敷で地中に埋まっているところを発見。		↑			
	遺体収容経過 <u>遺体搜索</u> ・家族による搬入 <u>その他()</u>		医療機関からの搬送 搬送者(発見者)から聞き取る。			
遺体情報 (判明次第随時記入)	遺体顔写真 撮影時間(〇 月 〇日 〇〇時 〇〇分) 保存データ(DSC01987)					
	氏名(ふりがな) と さ じ ろ う 土佐 二郎		住所 〇〇市大字□□〇〇〇〇		性別 男	生年月日 19〇〇年〇月〇日 (〇〇 歳)
	身長 約 180 cm	体型 太・小太・中肉・痩せ <u>太</u>	頭髪(色・長さ・髪型等) 金髪・短髪・角刈り 剃り込みあり			
	服装・履物等(上着、上衣、ズボン、ネクタイ、ベルト、下着、履物等) 上下黒のスーツ(縦縞入り)、白のワイシャツ、黒の革ベルト、茶色の革靴					
	装飾品(眼鏡、時計、指輪、ネックレス等) 金縁の眼鏡、ダイヤ付きの金色の指輪(右手中指)、金色の腕時計(メーカー〇〇)					
	所持品(カバン、財布、携帯電話等) 革の長財布(メーカー〇〇、) スマートフォン(ネズミのキャラクターの刺繍の入った白のシリコンカバー)					
	手術痕等 左肩に火傷の痕					
	備考					

※裏面に続く

【様式①】

遺体調査票(裏面)

遺族情報	ふりがな氏名	とさはるこ 土佐 春子			
	住所	〇〇県××市〇〇町〇〇番地			
	死亡者との続柄	妻			
	連絡先	自宅 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
	遺体・遺骨・遺留品の引受	☒ 可・否 (確認日時: 〇月 〇日 〇〇時)			
	備考	故人 土佐二郎氏には妻(春子氏)と長男(夏男氏)がおり、家族に連絡したところ花子氏が遺体の身元確認を実施し、本人を確認。 春子氏から遺体・遺留品の引取の意志を確認。 なお、実際の遺体の引取は、長男の夏男氏が行うことを確認。			
遺体取扱情報	引取者	ふりがな氏名	とさ なつお 土佐 夏男		上記遺族と同じ場合 ☐
		住所	〇〇県××市〇〇町〇〇番地		
		続柄	長男		
		連絡先	携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
		備考			
	遺体・遺留品引き取り年月日	20〇〇年 〇月 〇日			
	火葬の実施	☒ 有 (〇年 〇月 〇日) ・ 無			
	火葬実施場所	〇〇市火葬場 (〇〇市〇〇番地、通常どおりの火葬を実施)			
	遺骨引き取り年月日	20〇〇年 〇月 〇日			
	納骨場所	〇〇町共同墓地 (〇〇県〇〇町大字××)			
	仮埋葬日	有 (年 月 日) ・ ☒ 無			
	仮埋葬場所				
仮埋葬後の改葬年月日	年 月 日				

(備考) 本書には、遺体顔写真、遺体所持品写真、検案書(写し)を添付する。

仮埋葬した時点で身元が判明していない場合の記載例

【様式①】

遺体調査票（表面）

発見状況 (受付時記入)	受付番号（東洋町）：0709-0001 遺体番号（警察）：〇〇〇		受付日 〇月 〇日		受付者氏名 〇〇 〇〇	
	遺体発見日時 〇月 〇日 10時 50分頃					
	遺体発見者所属 警察 ・ 消防 ・ 自衛隊 ・ 海上保安部 ・ 家族 ・ 地域住民 ボランティア ・ <u>その他</u> （災害後旧作業を行っていた職員）					
	遺体発見者氏名等 氏名 住所		※警察による遺体発見現場確認を経ることなく遺体が搬送されてきた場合に記入 連絡先			
	遺体発見場所 〇〇郡△△町大字□□×××番地付近 〇〇団地の100m程度北側の崩落した山の地中から発見					
	遺体収容経過 <u>遺体搜索</u> ・ 家族による搬入 ・ 医療機関からの要請 <u>その他</u> （災害普及作業に伴い土木職員が偶然遺体を発見・通報）					
	遺体顔写真 撮影時間（ 〇 月 〇日 〇〇時 〇〇分 ） 保存データ（ DSC0024 ）					
遺体情報 (判明次第随時記入)	氏名（ふりがな）		住所		性別 男	生年月日 年 月 日 (歳)
	身長 約 170 cm	体型 <u>太</u>	身元が判明していない段階では空欄とする。		長さ・髪型等 黒髪(白髪まじり)、五厘カット	
	服装・履物等（上着、上衣、ズボン、ネクタイ、ベルト、下着、履物等） 麦わら帽子、白のタンクトップ、黄土色の半ズボン、下駄					
	装飾品（眼鏡、時計、指輪、ネックレス等） 装飾品は身につけていない					
	所持品（カバン、財布、携帯電話等） 黒の肩掛けカバン、黒の財布（がまぐち）					
	手術痕等 右ほほに十字模様の手術痕あり					
	備 考 震災発生から〇〇日後に発見されたため遺体の一部白骨化していた。					

※裏面に続く

【様式①】

遺体調査票（裏面）

遺族情報	ふりがな氏名				
	住所				
	死亡者との続柄				
	連絡先				
	遺体・遺骨・遺留品の引受		可・否 (確認日時： 月 日 時)		
	備考				
遺体取扱情報	引取者	氏名			上記遺族と同じ場合 ☐
		住所			
		続柄	遺族が判明していない段階では空欄とする。		
		連絡先			
		備考			
	遺体・遺留品引き取り 年 月 日	年 月 日			
	火葬の実施	有 (年 月 日) ・ 無			
	火葬実施場所				
	遺骨引き取り 年 月 日	年 月 日			
	納骨場所				
仮埋葬日	(有) (〇〇年 〇月 〇日) ・ 無				
仮埋葬場所	(埋葬地) △△町仮埋葬地 (△△町乙〇〇××) (埋葬区画) A-2				
仮埋葬後の 改葬年月日	年 月 日 仮埋葬地内のどこに埋葬したかを区画の番号で管理する。				

(備考) 本書には、遺体顔写真、遺体所持品写真、検案書（写し）を添付する。

【様式②】

氏 名 札

遺 体 番 号	〇〇〇
遺 留 品 番 号	〇〇〇-1 と 〇〇〇-2 (遺留品が多く2袋に分かれている)
氏 名	△△ △△
住 所	〇〇郡△△町乙□□-□□
生 年 月 日	19〇〇年 〇月 〇日
遺体発見日時	〇 月 〇 日 〇〇時 〇〇分
遺体発見場所	〇〇郡△△町乙□□-□□ 〇〇図書館南側100mの路上
遺 留 品	シルバーの高級時計(〇〇社)、革の長財布(△△社) 黒の手提げかばん
備 考	遺体の右腕が欠損 判明していない情報は空欄とする。

ドライアイス補充記録

回数	補 充 日 時	担 当 者 氏 名
1	〇日 〇時 〇分	□□ □□
2	日 時 分	
3	日 時 分	

【様式③】

遺 体 台 帳

記載例

No. 4

通し 番号	受付番号 遺体番号	ふりがな 氏 名	安置所 収容日	検案日	遺体・遺留品 引渡日	火葬場所	火葬日	遺骨 引渡日	仮埋葬日	仮埋葬場所 位置	備考
31	0731-0001 〇〇〇	〇〇 太郎	7月31日	8月1日	8月8日	-	実施 できず		8月5日	①埋葬地 C-9	
32	0801-0002 〇〇〇	△△ 三郎	8月2日	8月2日	8月11日	-	実施 できず		8月5日	①埋葬地 C-10	
33	0803-0001 〇〇〇	□□ 健太	8月3日	8月3日		-	実施 できず		8月5日	①埋葬地 D-1	
34	0803-0002 〇〇〇		8月3日	8月3日		-	実施 できず		8月5日	①埋葬地 D-2	遺留品は町 で保管
35	0803-0003 〇〇〇	×× 花子	8月3日	8月3日	8月3日	△△火葬場 (〇〇県)	8月6日	8月7日	-	-	
36	0803-0004 〇〇〇	〇〇〇 五郎	8月3日	8月4日		△△火葬場 (〇〇県)	8月6日		-	-	遺族引き取り拒 否に伴い、町で 保管
37	0803-0005 〇〇〇	×× 一郎	8月3日	8月4日	8月4日	△△火葬場 (〇〇県)	8月6日	8月7日	-	-	
38	0804-0001 〇〇〇	〇〇 洋子	8月4日	8月4日		◇◇火葬場 (△△県)	8月10日		-	-	
39	0805-0001 〇〇〇	○ 優太	8月5日	8月5日	8月8日	◇◇火葬場 (△△県)	8月10日	8月11日	-	-	
40				遺体情報は確定次第順次追記していく。							

【様式④】 遺体情報連絡票

通し 番号	収 容 日 遺 体 番 号	氏 名	性別	体型	年代	遺体発見場所	遺体の特徴 (容姿・服装等)	火葬又は 仮埋葬日	引渡 確認欄
31	7月31日 No. 〇〇〇	〇〇 太郎	男	太・小太 (中肉)・痩せ	老人・中年 青年・小児	〇〇町△山××番地 (〇〇氏の倒壊した自宅)	茶髪、長髪、黒枠の眼鏡 上下紺色作業着	火葬・仮埋葬 8月5日	済
32	8月2日 No. 〇〇〇	△△ 三郎	男	太・小太 (中肉)・痩せ	老人・中年 青年・小児	〇〇町〇〇川△番地 (〇〇郵便局北200m)	黒髪、角刈り、右耳にピアス 口ひげ、黒Tシャツ、ジーンズ	火葬・仮埋葬 8月5日	済
33	8月3日 No. 〇〇〇	□□ 健太	男	太・小太 (中肉)・痩せ	老人・中年 青年・小児	〇〇町〇〇地△番地 (〇〇スーパー東隣)	白髪、頭頂部髪なし 黒枠の眼鏡、茶色の杖	火葬・仮埋葬 8月5日	
34	8月3日 No. 〇〇〇		男	太・小太 (中肉)・痩せ	老人・中年 青年・小児	〇〇町〇〇地先 (〇〇山登山道入口)	スキンヘッド、銀のネックレス サングラス、白のタンクトップ	火葬・仮埋葬 8月5日	
35	8月3日 No. 〇〇〇	×× 花子	女	太・小太 (中肉)・痩せ	老人・中年 青年・小児	〇〇町△△乙〇〇〇 (〇〇川河川敷)	ロングヘア、金髪 白Tシャツ、ホットパンツ	火葬・仮埋葬 8月7日	済
36	8月3日 No. 〇〇〇	〇〇〇 五郎	男	太・小太 (中肉)・痩せ	老人・中年 青年・小児	〇〇町乙〇〇 (〇〇小学校正門付近)	上下黒ジャージ (〇〇社) 金縁の眼鏡、入れ歯	火葬・仮埋葬 8月7日	
37	8月3日 No. 〇〇〇	×× 一郎	男	太・小太 (中肉)・痩せ	老人・中年 青年・小児	〇〇町 (××氏自宅庭)	黒髪、パンチパーマ、 整えた口ひげ、上下黒のスーツ	火葬・仮埋葬 8月7日	済
38	8月4日 No. 〇〇〇	〇〇 洋子	女	太・小太 (中肉)・痩せ	老人・中年 青年・小児	〇〇町甲〇〇 (〇〇ビル前の道路)	茶髪、ボブカット 金色のピアス、ワンピース、	火葬・仮埋葬 8月7日	
39	8月5日 No. 〇〇〇	○ 健太	男	太・小太 (中肉)・痩せ	老人・中年 青年・小児	〇〇町〇〇丘〇〇 (〇〇公園グラウンド)	スポーツ刈り、 戦隊モノのシャツ・ズボン	火葬・仮埋葬 8月7日	済
40	月 日 No.				遺体情報は確定次第順次追記していく。				火葬・仮埋葬 月 日

※注意事項

- ・本書類は遺体等を引き取る当日に提出するものです。
- ・遺体を引き取る日より前に提出することはできないためご注意ください。

死 亡 者	氏 名	安芸 福太郎	性 別	男 ・ 女
	住 所	〇〇市乙〇〇〇-〇 △アパート 201 号室		
	生 年 月 日	19〇〇年	〇月	〇日
	死亡年月日	20〇〇年	〇月	〇日
	死 亡 場 所	〇〇市立〇〇小学校南門付近		
引 取 者	氏 名	安芸 福子		
	死亡者との 関 係	妻		
	住 所	〇〇市乙〇〇〇-〇 △アパート 201 号室		
	連 絡 先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
引 き 取 っ た 遺 留 品		財布、カバン、腕時計、眼鏡等 (番号〇〇の袋に入っていた遺留品すべて)		
納 骨 場 所		〇〇市〇〇山〇〇〇〇 安芸家個人墓地		

私は、上記記載事項を確認のうえ、遺体、遺骨又は遺留品を引き取りました。

20〇〇年 〇月 〇日

東洋町長 様

財布の中身の額や貴重品について遺族に確認してもらうこと。
袋に入った遺留品すべてを引き取った旨を記入してもらうこと。

申請者 安芸 福子 印

(4) 必要物品

① 安置所開設に必要な物品		
No.	物 品	用 途
1	電話・FAX	災害対策本部や関係機関との連絡手段として使用
2	発電機・燃料（ガソリン）	停電時における安置所等内の非常用電源として使用
3	タライ・バケツ	遺体や遺体の所持品（衣服）の洗浄に使用
4	照明器具	被災による照明設備故障等の代替として使用
5	ブルーシート	遺体安置用に安置所等内に敷設するシートとして使用
6	消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール等）	安置所内の微生物汚染等の消毒に使用
7	案内板	安置所等内の案内用掲示板として使用
8	仮設テント	各作業（検視・検案等）の占有区画の確保に使用 屋外に遺体仮置場を設置する場合に使用
9	受付用机・椅子	収容遺体の受付事務に使用
10	パソコン	遺体情報の整理・カメラ現像に使用
11	コピー機	情報の打ち出し、調査票等の複写に使用
12	衝立	安置区画と他区画の分離に使用
13	ホワイトボード	収集情報の整理に必要

② 遺体受付に必要な物品		
No.	物 品	用 途
1	担架・ストレッチャー	収容遺体の搬送作業に使用
2	毛布・使い捨てシート	収容遺体の納体・搬送に使用
3	ガーゼ・ティッシュペーパー	遺体の洗浄に使用
4	歯ブラシ	遺体の口腔内の洗浄に使用
5	カメラ	遺体及び遺体所持品の撮影に使用
6	筆記用具	遺体情報の管理に使用
7	受付用机・椅子	収容遺体の受付事務に使用

③ 検視・検案・歯科所見・遺体安置に必要な物品		
No.	物 品	用 途
1	廃棄物処理用ごみ袋	検視・検案・歯科所見等で発生した廃棄物を処理する際に使用
2	納体袋	遺体の納体に使用
3	ビニールシート	納体袋不足時に納体用に代替使用
4	バスタオル	遺体位置の安定に使用
5	紙おむつ	遺体の体液の吸収に使用
6	ガーゼ・脱脂綿	遺体の体液の吸収に使用
7	ドライアイス	遺体の腐敗防止に使用
8	棺（布団・枕付き）	納棺に使用
9	金槌・釘	納棺に使用
10	防臭剤	遺体の腐敗に伴う防臭に使用
11	軍手又は新聞紙	ドライアイス使用時の怪我防止に使用
12	マスク	感染症予防に使用
13	長靴	感染症予防に使用
14	医療用手袋	感染症予防に使用
15	ろうそく	簡易祭壇に使用
16	お焼香用道具（線香、器、砂）	簡易祭壇に使用

※ 棺等は協定を結んだ葬祭業者および県食品・衛生課から調達する。

④ 火葬・仮埋葬に必要な物品		
No.	物 品	用 途
1	死亡届	遺族引き渡し時に使用
2	埋火葬許可証	埋火葬の許可時に使用
3	特例許可証ゴム印	厚生労働省から遺体処理に係る特例の通知が出たうえで特例許可証を発行するために使用
4	骨壺	火葬後の焼骨保管に使用

(5) 関係機関連絡先

No	名 称	所在地	電話番号
1	高知県健康政策部食品・衛生課	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9671
2	安芸福祉保健所衛生環境課	安芸市矢ノ丸 1-4-36	0887-34-3173
3	安芸警察署	安芸市矢ノ丸 2-9-2	0887-34-0110
4	室戸警察署	室戸市室戸岬町 5523-1	0887-22-0110
5	安芸市消防本部	安芸市西浜 190-1	0887-34-1244
6	室戸市消防本部	室戸市室津 12	0887-22-0014
7	中芸広域連合消防本部	安芸郡田野町 1440-1	0887-38-2643
8	あき総合病院	安芸市宝永町 3 番 33 号	0887-34-3111
9	室戸病院	室戸市元甲 435-6	0887-23-2345
10	室戸中央病院	室戸市室津 2273	0887-23-3311
11	(医) 仁木会 野根診療所	東洋町大字野根丙 1411-1	0887-28-1388
12	(医) 寿美会 寿美医院	東洋町大字甲浦 542	0887-29-2824
13	(医) 展久会 東洋歯科クリニック	東洋町大字河内 151-1	0887-29-3678
14	海陽町国民健康保険海南病院	海陽町四方原広谷 16-1	0884-73-1355
15	徳島県立海部病院	牟岐町大字中村字杉谷 266	0884-72-1167
16	小松葬祭店	東洋町大字白浜 223-3	0887-29-2321
17	セレモニーホールやすらぎ	東洋町大字生見 9-3	0887-29-2323
18	室戸斎場 風季	室戸市室津 2337	0887-23-0079
19	土佐あき農協葬祭会館室戸	室戸市室津 1768-1	0887-22-0453

No	名 称	所在地	電話番号
20	樽井葬儀店	海陽町穴喰浦穴喰 307	0884-76-2159
21	海部デザイン社葬祭	海陽町四方原旭町 36-6	0884-73-1278
22	海南小松葬祭	海陽町大里上中須 32	0884-73-3838
23	陸上自衛隊 高知駐屯地	香南市香我美町上分 3390	0887-55-3171

(6) 火葬場連絡先

(県内)

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号	火葬炉数
1	高知市斎場	高知市幸崎 75	088-832-3049	10
2	室戸市立室戸火葬場	室戸市室津 2884-1	0887-23-3018	2
3	東洋町斎場	安芸郡東洋町大字野根丙 2601-3	0887-28-0828	1
4	中芸広域火葬場	安芸郡奈半利町乙 4759-4	0887-38-7023	2
5	安芸市火葬場	安芸市伊尾木 4035	0887-35-5800	2
6	香南斎場	香南市赤岡町 2018-1	0887-54-5550	7
7	嶺北斎苑	土佐郡土佐町境 560	0887-82-2425	3
8	高吾苑	高岡郡佐川町丙 2789-2	0889-22-4544	2
9	やすらぎの丘須崎斎場	須崎市池ノ内 970-3	0889-40-0900	4
10	中土佐町斎場	高岡郡中土佐町久礼 7111-24	0889-52-4117	2
11	四万十町斎場	高岡郡四万十町天ノ川字 小籠山 158-3	0880-22-4303	2
12	幡多中央斎場	幡多郡黒潮町出口 2771-2	0880-43-0077	3
13	宿毛市斎場	宿毛市山奈町芳奈 3352	0880-66-2046	2
14	土佐清水市斎場	土佐清水市浦尻字駄馬山 423-170	0880-82-1942	2

(県外)

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号	火葬炉数
1	宍喰斎場	海部郡海陽町久保字板取 243-144	0884-76-3241	1
2	那佐斎場	海部郡海陽町鞆浦字那佐 41-7	0884-73-0004	1

様式第2号（第5条関係）

20〇〇年 〇月 〇日

高知県健康政策部食品・衛生課長 様

東洋町長

広域火葬応援要請（第 1 報）

当市町村内において次のとおり多数の死亡者が発生したため、その死亡者の火葬等に係る広域応援を要請します。

〇 月 〇 日 〇〇 時現在				
死 亡 者 数 ※災害以外の死亡を含む	10 人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内 訳	大人: 6 人	
			小人: 3 人	
			胎児: 0 人	
			不明: 1 人	
行方不明者数		10 人 (前報比増減数 人)		
火 葬 等 応 援 要 請 事 項	遺体数* ※災害以外の死亡を含む。	5 体 (前報比増減数 体)	遺 体 数 内 訳	大人: 3 体
				小人: 1 体
	その他	(棺の確保等) 棺〇体分、及びドライアイス〇体分の手配をお願いします。		
連 絡 調 整 担 当 者	担 当 部 局 課 名		〇〇課	
	職 名 ・ 氏 名		係長 〇〇 〇〇	
	電 話		〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	F A X		〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	e - m a i l		〇〇〇〇@〇〇〇.lg.jp	

(注) 小人は、12歳未満の子供とする。

*遺体: 検案終了した火葬できる状態

